

札幌市缶売払い、要綱

令和6年2月15日 環境局長決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、びん・缶・ペットボトル収集事業において選別・保管された缶を適正に売却することによって、清掃事業を効率的に行う上での自主財源を確保するとともに、再生資源としての有効利用を図ることを目的とする。

2 缶を売却するに当たっての取扱いについては、札幌市契約規則等関係法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「缶」とは、「スチール缶」及び「アルミ缶」をいう。

2 この要綱において「スチール缶」及び「アルミ缶」とは、容器包装リサイクル法に基づく保管場所として指定された資源選別センターにおいて、プレス加工されたものをいう。

(売払いの条件)

第3条 缶は、個人又は法人であって、次の各号に定める条件のすべてを満たすことのできる者に売却するものとする。

- (1) 缶を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。
- (2) 本市が予定する缶売却量を、資源選別センターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。
- (3) 缶の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。また、缶の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している

者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(売払い条件確認申請)

第4条 缶の買取りを希望するものは、事前に、前条の売払い条件に適合することを証明する書類を添付して、缶売払い条件確認申請書(様式1)を市長に提出するものとする。

(売払い条件確認通知)

第5条 環境事業部長は、前条の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、第3条の条件に適合すると認められるものに対して、缶売払い条件確認通知書(様式2)を交付する。なお、売払い確認通知書は、当該年度に限り有効とする。

(売却先及び価格の決定)

第6条 売却先及び価格は、一般競争入札により決定する。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い契約)

第7条 契約は、前条により決定した売却先と締結するものとする。

2 契約期間は、原則として1月単位とする。ただし、環境事業部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(売払い量の確認)

第8条 缶の売却量は、契約期間中に市内2か所の資源選別センターから搬出される量とし、その搬出量は、当該施設の計量所において計量した後、契約者にあつては計量伝票により、本市においては計量データにより確認するものとする。

(売却代金の徴収及び納入の期限)

第9条 循環型社会推進課長は、前条に基づき算定した缶売却代金を調定し、納入通知書を契約者に送付する。

2 売却代金の納入期限は、納入の通知をする日から20日（当該日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、順次繰り下げた日）とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境事業部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、令和6年2月15日から施行する。